

山口地裁民事第一審訴訟予納郵便料(令和元年10月1日～)

訴訟手続で必要な郵便料金は、現金で予積する方法と郵便切手そのものを予納する方法があります。

(現金予納の場合)

単位(円)

被告数	1名	2名	3名	4名	5名
予納金額	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000

※ 被告1名につき、2000円を追加してください。

※ 送付・調査嘱託等の際、嘱託先からの返送用郵券は別途納付する必要があります。

※ 未使用分については、納付の際に指定された口座に返還します。

現金予納の方法

1 訴状受付後、保管金提出書を交付します。

なお、銀行振込をご希望の場合は、保管金提出書のほか、振込依頼書（兼入金伝票）も交付します。

2 保管金提出書、印鑑及び現金を準備し、裁判所会計課（庶務課）で保管金納付手続を行ってください。

なお、銀行振込の場合は、

(1) 振込依頼書を最寄りの金融機関（銀行等）に持参して振込手続を行ってください。

(2) 必要事項を記入し押印した①保管金提出書及び②振込依頼書の2枚目（右上に「裁判所提出用」と記載されたもの）を裁判所会計課（庶務課）に提出してください（郵送可）。

※ 事前登録が必要ですが、電子納付の方法もあります。詳しくは裁判所訟廷係までお問合せください。

(郵券予納の場合)

単位(円)

被告数	1名		2名		3名		4名		5名	
	枚数	小計	枚数	小計	枚数	小計	枚数	小計	枚数	小計
500	8	4,000	11	5,500	14	7,000	17	8,500	20	10,000
100	10	1,000	12	1,200	14	1,400	16	1,600	18	1,800
84	10	840	12	1,008	14	1,176	16	1,344	18	1,512
10	10	100	12	120	14	140	16	160	18	180
5	10	50	12	60	14	70	16	80	18	90
1	10	10	12	12	14	14	16	16	18	18
合計	6,000		7,900		9,800		11,700		13,600	

※ 被告が複数の場合は、被告1名(2人目以降)につき、500円を3枚、それ以外を各2枚追加してください。(被告が6名以上の場合も同じです。)